

四国中央市

学校給食における 異物混入対応マニュアル



平成 28 年 10 月 策定

令和 6 年 1 月 改訂

四国中央市教育委員会

目次

| | |
|-------------------------------------|----------------|
| 第1章 食品に混入する異物について | 1 |
| 第2章 異物混入への対応 | 2 |
| 1. 異物混入発見時の基本対応 | 2 |
| 2. 給食調理場で異物の発見または混入が発生した場合 | 3 |
| (1) 異物の除去が可能な場合 | 3 |
| (2) 異物の除去が不可能な場合 | 3 |
| ・異物混入発生時における連絡体制(調理場発生時) | 5 |
| 3. 学校で異物の発見または混入が発生した場合 | 6 |
| (1) 学校で危険異物の混入を発見した場合(レベル3・2) | 6 |
| (2) 学校で非危険異物の混入を発見した場合(レベル1) | 6 |
| ・異物混入発生時における連絡体制(教室発生時) | 8 |
| 第3章 異物混入の防止対策 | 9 |
| 1. 市学校給食会の対策 | 9 |
| (1) 食材について | 9 |
| 2. 栄養教諭・栄養士の対策 | 9 |
| (1) 献立について | 9 |
| (2) 作業について | 9 |
| 3. 調理場の対策 | 9 |
| (1) 施設管理について | 9 |
| (2) 調理従事者について | 10 |
| (3) 食材の検収・保管・調理過程について | 10 |
| (4) 配送過程について | 11 |
| 4. 学校の対策 | 11 |
| (1) 給食配膳員・校務員について | 11 |
| (2) 食材の検収 | 11 |
| (3) 教職員の指導について | 11 |
| 第4章 異物混入発生時の報告 | 12 |
| 1. 危機事象発生時の報告 | 12 |
| 2. 報告の方法 | 12 |
| 3. 教育委員会の対応 | 12 |
| 4. 給食委託業者の対応 | 12 |
| 様式集 | 13~20 |
| (別紙1) 問題事象発生報告書 | 【教育委員会 ⇒ 市】 |
| (別紙2) 時系列報告書 | 【教育委員会 ⇒ 市】 |
| (別紙3) 学校給食による事故報告書 | 【教育委員会 ⇒ 県】 |
| (別紙4) 事故レベル(学校給食における事故報告について) | |
| (別紙5) 学校事故報告書(学校安全) | 【学校 ⇒ 学校教育課】 |
| (別紙6) 異物混入発生時の報告内容と手順 | 【給食委託業者⇒教育委員会】 |

第1章 食品に混入する異物について

「異物の定義」

異物は、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や取扱い方に伴って、食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物をいう。但し、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。

厚生労働省監修「食品衛生検査指針」

「レベルの分類」

下記の表は、愛媛県教育委員会より平成27年2月10日(26教保第521号)で通知された「学校給食における事故報告について」において示された報告基準で、レベル3及びレベル2について県に対し報告が義務付けられている。(別紙4参照)

| | レベル | 定義 | 発生要因例 |
|-------|-----------|---|---|
| 危険異物 | 3 (重度) | 現に健康被害が発生し、又は発生する恐れがある場合 | ①食中毒菌、病原菌の混入 ②殺虫剤等の有害化学物質の混入 ③金属片、ガラス片等の鋭利な硬質異物の混入(口腔、胃等を傷つける恐れのあるもの) ④食物アレルギーによる救急搬送又はアナフィラキシー等 |
| | 2 (中度) | 現時点では健康被害の発生がなく、健康被害の原因となる可能性はあるが、重篤な健康被害の恐れはまず考えられない場合 | ①比較的危険度の低い化学物質の混入 ②レベル3に該当しない硬質異物の混入等 |
| 非危険異物 | 1 (軽度) | 現時点では健康被害の発生がなく、通常は健康被害発生の可能性がない場合 | ①毛髪、ビニール、昆虫等の軟質異物の混入 ②容器・包装等の不良又は破損(腐敗性の低いもの) ③消費期限、賞味期限切れ又は品質未確認の原材料の使用等 ※原料由来物を含む |

※危険異物 … 喫食することにより生命や健康への影響が大きいと思われるもの。

※非危険異物 … 異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われるもの。

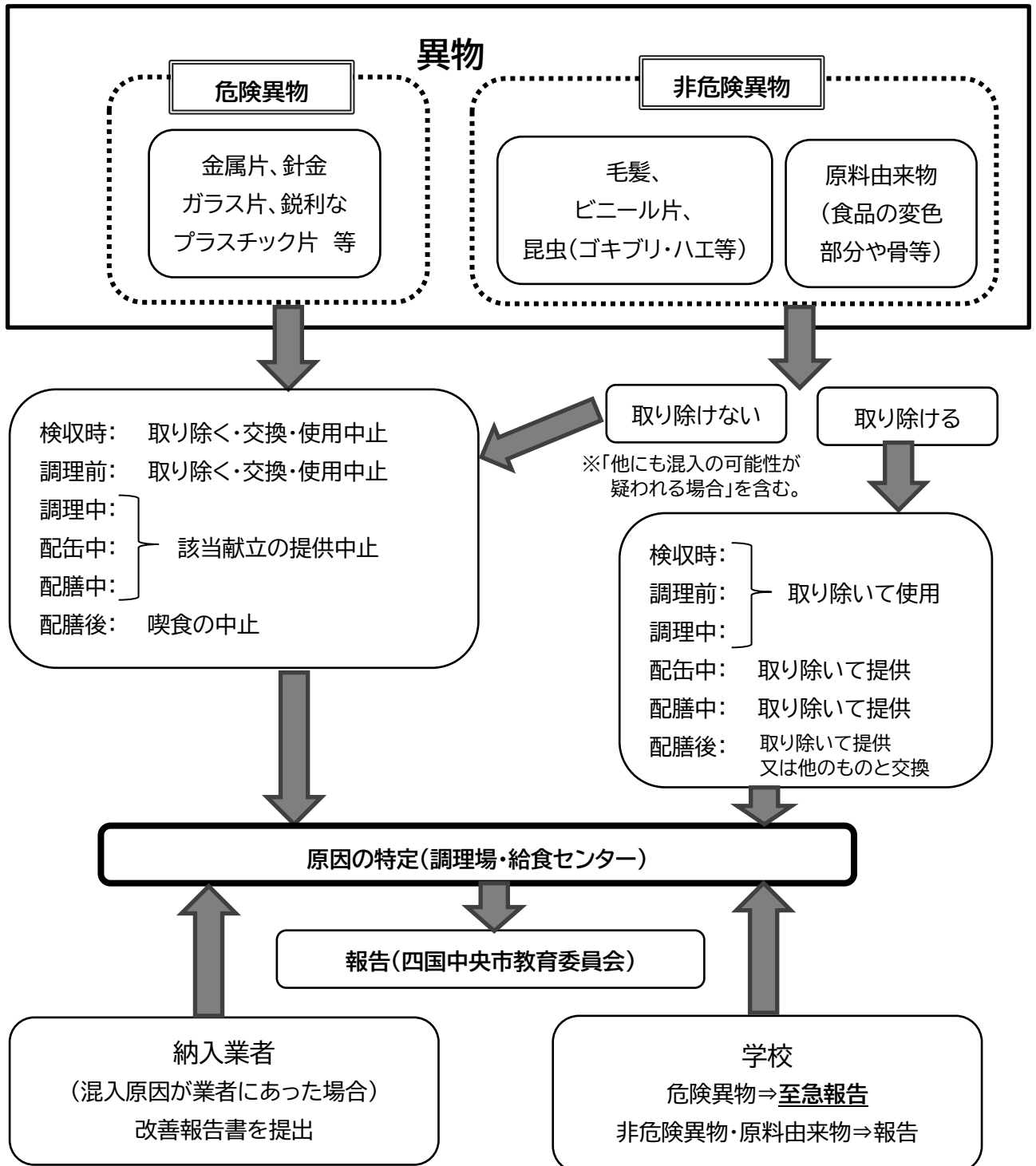
【原料由来物】

原則として、原料そのものに由来する物質や食品の変色部分などは「異物」に含まない。ただし、形状や大きさによっては、異物と同様に扱うものとする。

第2章 異物混入への対応

1. 異物混入発見時の基本対応

※児童生徒の安全を最優先する。



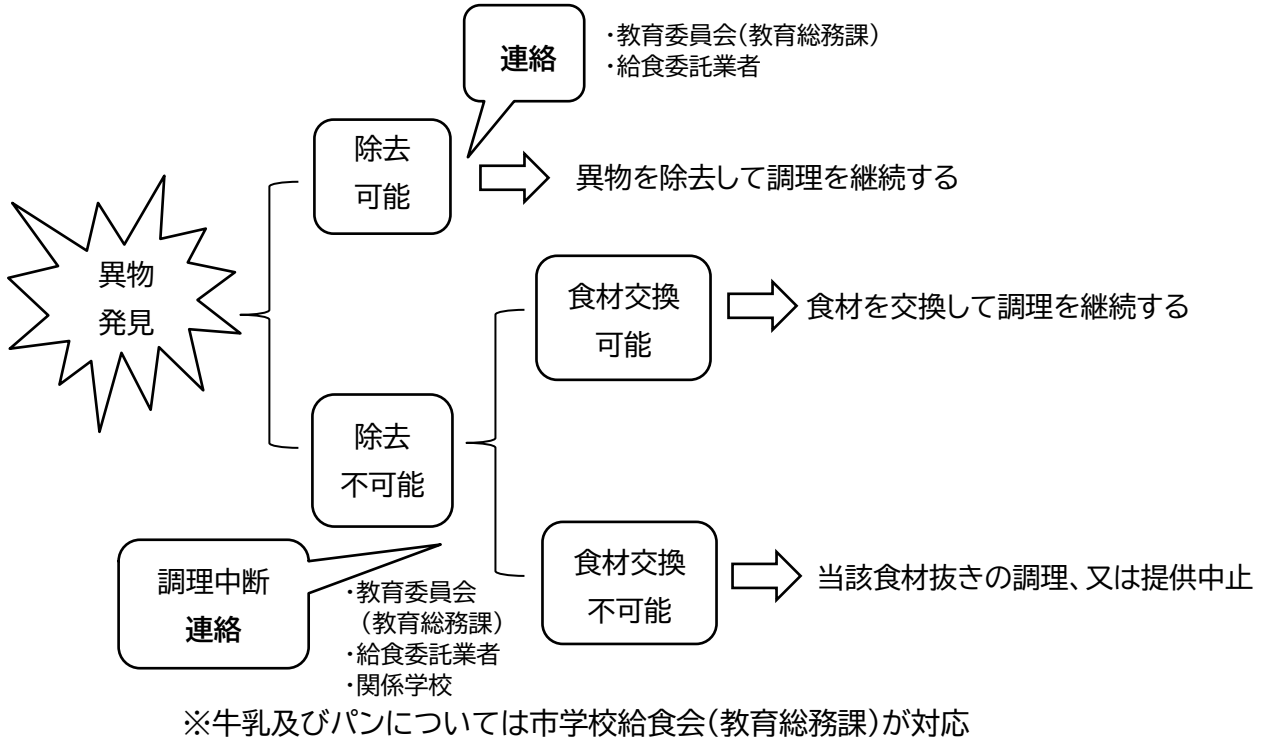
★「非危険異物」であっても、混入状況によっては危険異物と同等に扱う。

★配膳中・配膳後に非危険異物が発見された場合は、原則として「取り除いて提供」、又は「他のものと交換」するが、混入の内容状況によっては危険異物と同等に扱う。

2. 給食調理場で異物の発見または混入が発生した場合



※四国中央市学校給食衛生管理基準「異物混入発生時における連絡体制(調理場発生時)」に基づき対応する。



(1) 異物の除去が可能な場合

- ① 異物を除去して使用する。
- ② 除去した異物は現状のまま保持し、調理場内での混入の可能性を確認する。調理場での混入が確認できない場合は、市学校給食会(教育総務課)を通して関係業者に調査を依頼する。

※ただし、危険異物・非危険異物の複数混入等の場合は、該当食材の作業を中断し、調理場内事故発生時の連絡体制に基づき連絡報告を行う。

(2) 異物の除去が不可能な場合

(発見した異物の他にも混入の可能性が疑われる場合も含む)

① 食材の交換が可能な場合

- ① 交換した食材を使用して調理を行う。

② 食材の交換が不可能な場合

- ① 当該食材以外の食材を使用しての調理が可能な場合は、当該食材抜き調理を行う。
- ② 調理の続行ができない場合は、当該食材を使用した料理(献立)を中止する。

①②共通

- ① 異物は現状のまま保持し、調理場内での混入の可能性を確認する。調理場での混入が確認できない場合は、市学校給食会(教育総務課)を通して関係業者に確認する。

- ②調理場で考えられる混入の要因に応じて、再発防止策を講じる。食材納入業者、既製品の製造業者に調査を指示した場合は、検査結果や再発防止策について報告書を提出させる。(調理場・教育総務課)
- ③原因が解明できず効果的な改善策を講じることができない場合であっても、混入の可能性について調査し、異物混入リスクの軽減に努める。(調理場・教育総務課)

※四国中央市学校給食衛生管理基準「異物混入発生時における連絡体制(調理場発生時)」に基づき対応する。

【調理員の対応】

- ①異物の発見または混入の発生を衛生管理責任者へ報告する。衛生管理責任者が不在の場合はセンター所長・学校長へ報告する。
- ②指示があるまで、該当料理の作業を中止する。
- ③指示に従い作業を行う。

【衛生管理責任者の対応】

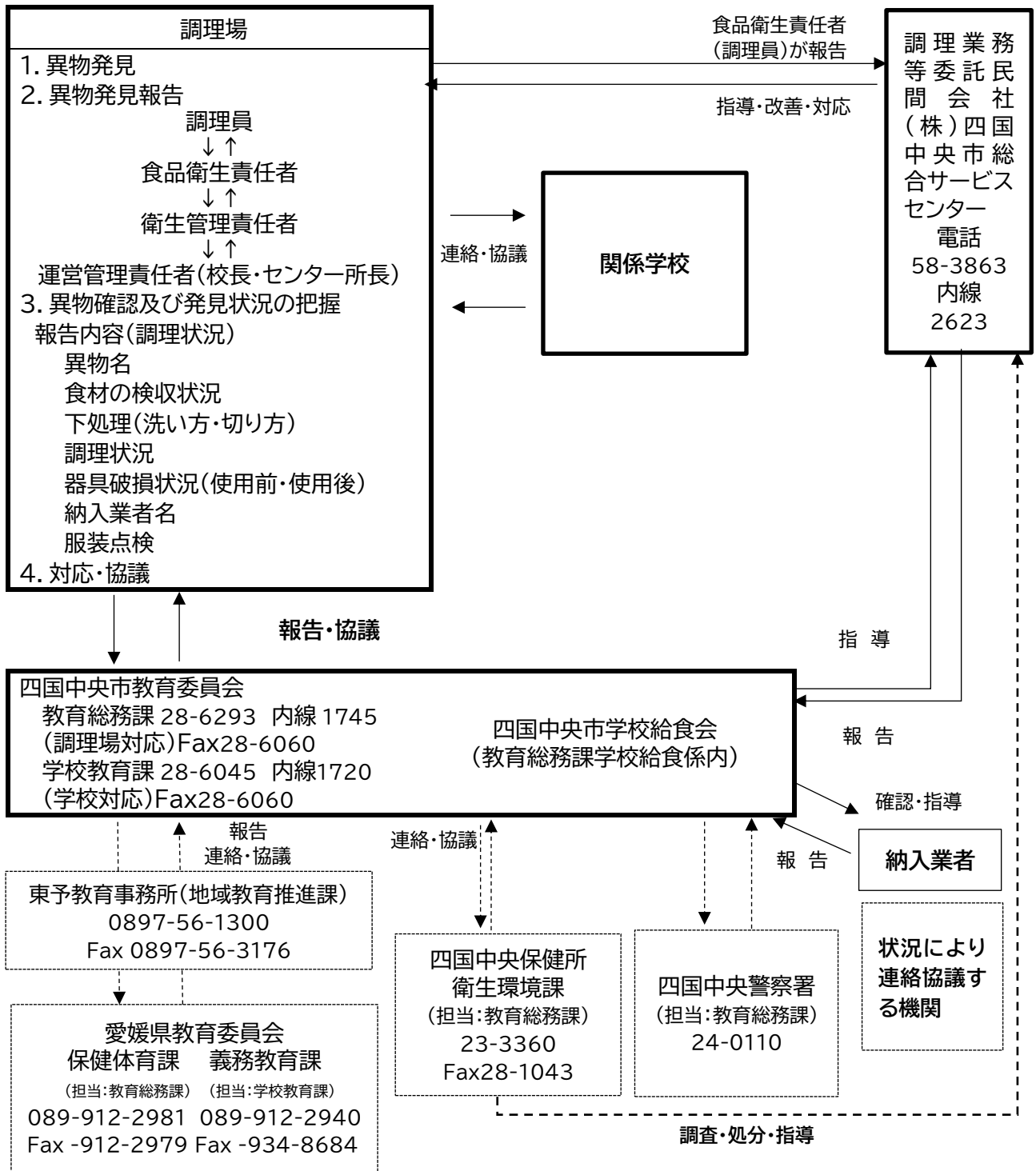
- ①調理員からの異物発見または混入発生の報告を受けセンター所長・学校長へ報告する。
- ②センター所長・学校長の指示やその他の対応を調理員へ指示する。(交換材料による調理、料理の一部変更等)

【センター所長・学校長の対応】

- ①衛生管理責任者からの異物発見または混入発生の報告を受け、市学校給食会と連絡を取り当該食材の交換の可否を確認する。
- ②当該料理の一部変更または、交換品による調理が可能な場合は衛生管理責任者に指示し、そのことを教育総務課および関係校へ連絡する。(料理の変更や配送の遅れなど)
- ③調理が不可能な場合は、当該食材を使用した料理を即時中止し、速やかに教育総務課及び関係校へ連絡する。(料理の中止や配送の遅れなど)
- ④給食(一部)変更・中止の場合は、関係校や保護者に連絡する。教育総務課と検討し、保護者あて文書を作成し配布する。

異物混入発生時における連絡体制（調理場発生時）

(参照)四国中央市学校給食衛生管理基準



| 異物混入対策委員会 | | |
|--------------------|--------|--------|
| 教育長 | 教育管理部長 | 教育指導部長 |
| 教育総務課長 | 学校教育課長 | 担当職員 |
| 学校長 | 栄養教諭等 | |
| 四国中央市学校給食会理事長 | | |
| (株)四国中央市総合サービスセンター | | |

※市内の対応

教育総務課は、調理場より、連絡を受けた後、状況を整理し、必要と判断した場合は、対応マニュアルに沿って市長へ報告する。

※緊急性が高い場合に設置し、対応を協議する

3. 学校で異物の発見または混入が発生した場合



※四国中央市学校給食衛生管理基準「異物混入発生時における連絡体制(教室発生時)」に基づき対応する。

(1) 学校で危険異物の混入を発見した場合(レベル3・2)

《学校の対応》 ※各校の事故発生時の連絡体制に基づき対応する。

金属片、針金、ガラス片、
鋭利なプラスチック片 等

- ①危険異物の混入の場合、校長は当該学級を含む学校全体の給食を即時中止する。
- ②児童生徒の安全確認を行うとともに、他に同様の事案がないか、また学校での混入の可能性についても確認する。
- ③危険異物が入っていた食缶、食器はできるだけ現状のまま保持する。
- ④速やかに関係調理場及び学校教育課に第一報を入れ、健康被害の恐れがあるレベル3の場合は「学校事故報告書(学校安全)」(別紙5)にて学校教育課に報告する。
- ⑤学校に原因があった場合は、調理場と話し合い、必要な再発防止対策について協議する。

《調理場の対応》

- ①関係学校へ連絡し当該料理(献立)を中止する。
- ②教育総務課へ第一報を入れ、給食委託業者は「異物混入発生時の報告内容と手順」(別紙6)にて報告する。
- ③調理場内での危険異物の混入の可能性を確認する。調理場での混入が確認できない場合は、市学校給食会(教育総務課)を通して関係業者に確認する。
- ④調理場で考えられる混入の要因に応じた、再発防止対策を講じる。食材納入業者、既製品の製造業者に調査を指示した場合は、検査結果や再発防止策について報告書を提出させる。その後、関係校へ報告する。(調理場・教育総務課)
- ⑤被害児童生徒の保護者へは、経過と当面の対応策並びに再発防止対策について説明し、謝罪する。(学校・教育総務課・調理場)
- ⑥危険異物の混入については対象の全保護者に対しても異物混入の概要等について説明する。(教育総務課・調理場)

(2) 学校で非危険異物の混入を発見した場合(レベル1)

《学校の対応》 ※各校の事故発生時の連絡体制に基づき対応する。

毛髪、ビニール片、
昆虫(ゴキブリ・ハエ等)

- ①毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端などの非危険異物については不快であり衛生的ではないが、体への影響も少ないと考えられることから、非危険異物を除去するか他の食器に盛り替え、安全を確認のうえ給食を提供する。(ただし、大量混入など児童生徒の身体・生命への影響がある場合、または影響の恐れがあると判断される場合は、危険異物と同様に対応する。)

- ②他に同様の事案がないか、また、学校での混入の可能性についても確認する。学校での混入の可能性が確認できない場合は、関係調理場に連絡し、調理場は教育総務課、給食委託業者に連絡する。なお、食材由来物(魚の骨、鶏の骨、野菜の皮、若干の変色など)は「異物」に含めない。
- ③非危険異物は、可能な限り現状のまま保持しておく。
- ④学校が原因であった場合は、調理場と話し合い、必要な再発防止対策について検討する。

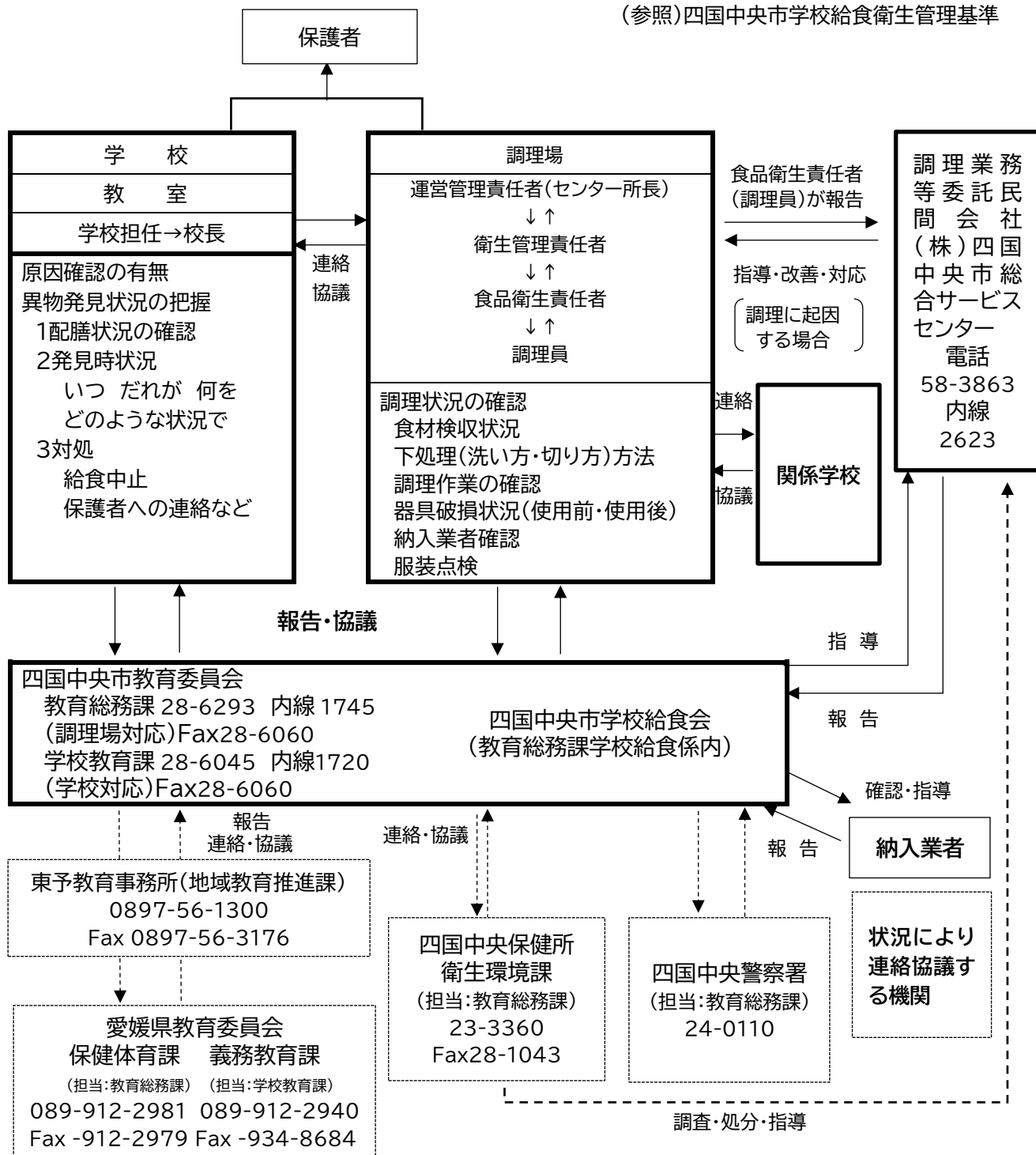
※明らかに学校で混入したと判断できる事案については、報告の必要はない。

《調理場の対応》

- ①非危険異物について、調理場内での混入の可能性を確認する。調理場での混入が確認できない場合は、市学校給食会(教育総務課)を通して関係業者に確認する。
- ②調理場で考えられる混入の要因に応じた、再発防止対策を講じる。食材納入業者、既製品の製造業者に調査を指示した場合は、検査結果や再発防止策について報告書を提出させる。その後、関係校へ報告する。
- ③被害児童生徒の保護者へは、経過と当面の対応策並びに再発防止対策について説明し、謝罪する。(学校、状況に応じて調理場、教育総務課)
- ④非危険異物の混入については、危険異物と同様に対応した場合は対象の全保護者に対しても異物混入の概要等について説明する。(教育総務課・調理場)

異物混入発生時における連絡体制（教室発生時）

(参照)四国中央市学校給食衛生管理基準



| 異物混入対策委員会 | | |
|--------------------|--------|--------|
| 教育長 | 教育管理部長 | 教育指導部長 |
| 教育総務課長 | 学校教育課長 | 担当職員 |
| 学校長 | 栄養教諭等 | |
| 四国中央市学校給食会理事長 | | |
| (株)四国中央市総合サービスセンター | | |

※緊急性が高い場合に設置し、対応を協議する

第3章 異物混入の防止対策

1. 市学校給食会の対策

(1) 食材について

- 納入業者や製造業者に対し、契約条件の履行について指導する。
- 必要に応じて、関係者による製造業者等の現地視察を行い、安全・衛生管理に対する業者の意識向上を図る。

2. 栄養教諭・栄養士の対策

(1) 献立について

- それぞれの施設の状況にあわせた献立作りを行う。

(2) 作業について

- 調理作業に使用する器具や機器の日常点検について、食品衛生責任者から報告を受け、施設管理責任者と共に協議や指導を行うこと。
- 調理作業工程を変更する場合も、作業手順、作業動線、タイムスケジュール等について、必ず食品衛生責任者から報告を受け、衛生と安全の観点から適切な助言をすること。
- 調理作業ミーティングにおいて、その日の調理過程における安全衛生管理のポイントを確認すること。

3. 調理場の対策

※具体的対応は、「四国中央市学校給食衛生管理基準」及び「四国中央市学校給食衛生管理マニュアル」により行う。

(1) 施設管理について

- 調理場へは、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 調理機器及び調理器具を、調理開始前、終了後に必ず点検し、部品の破損等による混入を防ぐ。
- 洗浄用や清掃用の用具についても、異物混入の恐れがないものを使用し、劣化しているものは、直ちに交換する。
- 日ごろから調理場内の整理整頓を行い、器具・工具類、薬剤等については所定の保管場所で管理する。また、薬剤等を小分けする際は、小分けボトルに薬剤名を明記する。
- 防虫対策に不備が生じないよう留意する。(扉の開閉は速やかに行う。)
- 調理場内に異物の原因となるものを持ち込まない。

【持ち込み禁止品】

クリップ、紙製バインダー、ホッチキスで止めた書類、シャープペンや鉛筆、輪ゴム、キャップ付きボールペン等

○記録用のボールペンは、同一の物でそろえ、数と場所について把握する。

○磁石、掲示物等は、破損がないか確認し、数と場所について把握する。

(2)調理従事者について

○調理従事者への研修会等で意識の向上を図り、日々の調理作業について各調理員が共通認識を持ち衛生管理マニュアルに沿って作業を行う。

○調理作業の見直しや変更を行う場合、衛生管理責任者及び栄養教諭・栄養士に意見を求め、了解を得る。

○調理場へは、下記の要領のほか、四国中央市学校給食衛生管理マニュアルⅥその他マニュアル③健康管理マニュアル・④手洗いマニュアルに沿って入室する。

○爪は短く切り、マニキュアはしない。

○調理作業に必要なない私物(携帯電話、指輪、時計、イヤリング、ピアス、ネックレス、ヘアピン等)は持ち込まない。

○白衣・帽子は、洗濯された清潔なものを着用し、襟や袖から服が出ないようにする。

○白衣等に糸くずなどのほつれがないか確認し、ほつれが見つかったら補修または交換する。

○白衣のポケットには、落下する恐れのあるものをいれない。

○頭髮ネット及び帽子を着用して毛髪がはみ出ないようにする。(帽子は午後も着用する。長髪の場合はゴムでまとめる。)

○使い捨てマスクは午前の作業(下処理・調理・配缶)で着用し、必ず鼻と口を覆う。

○調理場に入る際は、調理員相互で、身支度の目視確認や粘着ローラーによる毛髪や埃、ごみなどの除去を行う。

○調理従事者が異物混入に対し意識を持って作業が行えるよう、実際に混入していた異物の写真や分かりやすい点検マニュアル等を利用した研修を行い、注意喚起を図る。

(3)食材の検収・保管・調理過程について

○検収作業の重要性を十分に認識し、衛生管理マニュアルに従い、品質や異物混入等について複数で注意深く点検する。

○検収時に異常が確認された場合、返品、献立の変更等、必要な措置を講じる。納入業者に対しては、その場で注意するとともに、市学校給食会を通して指導する。

○野菜等、前日納品の食材保管については、施設を徹底し調理場内の安全性を確保する。

○下処理及び全ての調理工程で、複数の調理員による目視点検を徹底し、異物の混入を防ぐ。

○調理場内の照度を十分に保つ。

○野菜、果物等の下処理は、必ずオーバーフローさせながら三槽シンクで洗浄する。(目視点検を行うため、シンクへの投入量を配慮する。)

○海産物(海藻等)についても、野菜類と同様に十分点検する。

○乾物の乾燥剤も確実に取り除く。

○野菜などを止めているゴム類、ビニール類も本数を確認し、確実に廃棄する。

○配缶時には、再度異常がないか確認し、異物の混入がないようすぐに蓋をする。

○使い捨て手袋や使い捨てエプロン、ビニールエプロン等は破損しやすいため、使用後には必ず破損がないか確認する。また、作業内容等により適宜交換する。

- フードスライサーについては、ボルトの緩みや刃こぼれがないかを使用前、使用中、作業終了後に確認し、その都度点検表に記録する。
- ビニール袋に入っている食材をハサミで切って開封する際には、切れ端が出ないように二度切りしない。(最後まで切り落とさない。シールの上は切らない。)缶詰開封においても、二度切りしない。

(4) 配送過程について

- 配送員に対し、調理場から各学校の配膳室までの安全・衛生管理の徹底を指導する。
- 配送車の後部扉は、積み下ろし時のみ開き、長時間開けない。
- 配送員は、専用の清潔な作業着と帽子を着用する。
- 配送車内に汚れや異物の付着がないか確認する。(配送車は毎日清掃。)

4. 学校の対策

(1) 給食配膳員・校務員について

- 研修会で意識の向上を図り、日々の配膳作業について各配膳員・校務員が共通理解をもち作業を行う。
- 「四国中央市学校給食衛生管理基準」(学校で行う衛生管理)に従い配膳室に入室する。
- 爪は短く切り、マニキュアはしない。
- 配膳作業に必要な私物(携帯電話、指輪、時計、イヤリング、ピアス、ネックレス、ヘアピン等)は、配膳作業時に持ち込まない。
- 白衣・帽子は、洗濯された清潔なものを着用し、帽子から毛髪が出ないように、また、裾や袖から服が出ないようにする。(長髪の場合はゴムでまとめる。)
- 使い捨てマスクは給食準備・配膳作業で着用し、必ず鼻と口を覆う。

(2) 食材の検収

- 学校直送品の検収においては、検収作業の重要性を十分認識して、納入業者立会いのもと品質や異物混入等について注意深く点検する。
- 検収時に異常が発見された場合、返品、交換等、必要な措置を講じる。
- 配膳室を不在にする場合は施錠し、食品の安全管理を徹底する。
- 配膳室の日常安全点検を行うとともに、配膳室への危険物の持ち込みを禁止する。

(3) 教職員の指導について

- 教室・ランチルームでは、学級担任の指導のもと、給食に異物が混入しないように十分に注意する。また、学習道具が散乱しないよう、日頃から整理整頓を心掛ける。
- 給食当番の児童生徒は、白衣(エプロン)、帽子、マスクを着用し、配膳時に毛髪等などの異物が混入しないように十分注意する。

- 配膳室から教室に運搬する際には教師が付き添い、運搬途中で蓋を開けることがないように注意する。
- 教職員が蓋を開けて中を確認する。
- 食缶や食器かご、食器具等は丁寧に扱い、破損しないよう注意する。
- 給食当番以外の児童生徒は、机を台ふきんなどで拭くなど食事環境を整え、教室・ランチルーム内に埃が立たないように静かに待つことを指導する。また、毛髪や虫などが給食に混入しないよう十分に注意させる。
- 金属片やガラス片等の危険な異物が給食に混入した場合の危険性や命の大切さについて指導する。

第4章 異物混入発生時の報告

1. 危機事象発生時の報告

校長等は、危機事象が発生した場合は、愛媛県の「学校給食による事故報告書」(別紙3)の事故レベル(別紙4)に応じて教育委員会へ報告を行う。なお、レベル1の場合であっても、今後の学校給食の衛生管理に影響があり改善を要するものについては、同様に教育委員会へ報告を行う。

2. 報告の方法

校長等は、「問題事象発生報告書」(別紙1)の内容に準じた報告を教育委員会へ行う。健康被害の恐れがあるレベル3の場合は、「学校事故報告書(学校安全)」(別紙5)を作成し、教育長へ報告する。

教育委員会は、校長等から報告を受けた内容に準じて「問題事象発生報告書」(別紙1)、「時系列報告書」(別紙2)を作成する。

3. 教育委員会の対応

教育委員会は、「学校給食による事故報告書」の事故レベル(別紙4)に応じて対応を行う。

事故レベルにより、異物混入対策委員会、食中毒対策本部等を設置し、危機事象の対応にあたる。また、事故レベルにより関係機関と連絡協議を行う。レベル2以上の場合は、愛媛県へ「学校給食による事故報告書」(別紙3)により報告を行うとともに、「時系列報告書」(別紙2)を作成する。

4. 給食委託業者の対応

給食受託業者は、レベル2以上の場合「異物混入発生時の報告内容と手順」(別紙6)を作成し、教育委員会へ提出する。

〔第 報〕

年 月 日 時 分 現在
(時刻 24 時間表示)

決 裁

| | | | | | | | |
|----|-----|------|---------|------|----|----|----|
| | | | 総務調整課 | | | | |
| 市長 | 副市長 | 総務部長 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 主任 | 課内 |
| | | | 秘書課(合議) | | | | |
| | | | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 主任 | 課内 |

問題事象発生報告書

| | | | | |
|-------------------------|----------------------------|--|------|--|
| 報告者 | 所属・職名 (部局課室名) | | 氏名 | |
| | 電話 (直通・内線) | | 携帯電話 | |
| 発生日時 | 年 月 日(曜日) 時 分 (時刻 24 時間表示) | | | |
| 発生場所 (住所・施設名・部局課名) | | | | |
| 発生事象の種類 (不祥事・事件・事故等) | | | | |
| 発生事象の概要 | | | | |
| 被害状況 | 人的被害 (死者・負傷者等) | <input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> 第2報 | | |
| | 物的被害 (建物被害等) | <input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> 第2報 | | |
| | 金銭的被害 | <input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> 第2報 | | |

(1/2)

| | |
|----------|--|
| 発生原因 | <input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> 第2報 |
| 応急対策状況 | <input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> 第2報 |
| 報道機関認知状況 | 認 知 ・ 未認知 ※いずれかに○印をお願いします。 |
| 今後の見通し | <input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> 第2報 |
| 備 考 | <input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> 第2報 |

※第3報以降報告がある場合は、各項目の報告事項の中で第3報、第4報・・・とし報告の経過が分かるように記載すること。

【担当部局での対応状況】

| | |
|---------------------|------------------------|
| 関係部局(機関)への 連絡・対応 | (処理日時: 年 月 日 時 分) |
| その他の処理 | (処理日時: 年 月 日 時 分) |

(2/2)

学校給食による事故報告書(事故レベル1・2・3)

| | |
|--------------------------|---|
| 件名 | (第 報) 年 月 日 時 分現在 |
| 学校名 | |
| 調理場名 | |
| 担当者名(連絡先) | (電話: 、ファックス:) |
| 事故発生日時 | |
| 事故発生場所 | |
| 健康被害の状況 | 欠席者 名(入院 名、外来 名、その他[] 名) その他 名(内容) |
| 情報提供等の状況 | []保健所 []警察署 []報道機関 []その他() |
| 事故の内容 ※必要に応じて別紙とすること。 | |

(原因として疑われる食品の状況)

| | |
|-----------|--|
| 品名 | |
| 納入業者名(住所) | |
| 納品年月日 | |
| 納品数量 | |
| 使用後の残量 | |
| 賞味期限 | |
| 消費期限 | |

(注意)・該当の無い項目については斜線とすること。

・食中毒が疑われる場合は、発生前2週間分の食品の判る献立表を添付すること。

令和 年 月 日

保健体育課長 殿

(県立学校長名・市町教育委員会教育長名)

※平成 27 年 2 月 10 付け 26 教保第 521 号

学校給食における事故報告について(通知)(抜粋)

(参考：報告の基準)

(レベルの分類)

| レベル | 定義 | 発生要因例 |
|-----------|---|--|
| 3 (重度) | 現に健康被害が発生し、 又は発生する恐れがある 場合 | ①食中毒菌、病原菌の混入 ②殺虫剤等の有害化学物質の混入 ③金属片、ガラス片等の鋭利な硬質異物の混入(口腔、胃等を傷つける恐れがあるもの) ④食物アレルギーによる救急搬送又はアナフィラキシー 等 |
| 2 (中度) | 現時点では健康被害の発生がなく、健康被害の原因となる可能性はあるが、重篤な健康被害の恐れはまず考えられない場合 | ①比較的危険度の低い化学物質の混入 ②レベル 3 に該当しない硬質異物の混入 等 |
| 1 (軽度) | 現時点では健康被害の発生がなく、通常は健康被害発生の可能性がない場合 | ①毛髪、ビニール、昆虫等の軟質異物の混入 ②容器・包装等の不良又は破損(腐敗性の低いもの) ③消費期限、賞味期限切れ又は品質未確認の原材料の使用 等 |

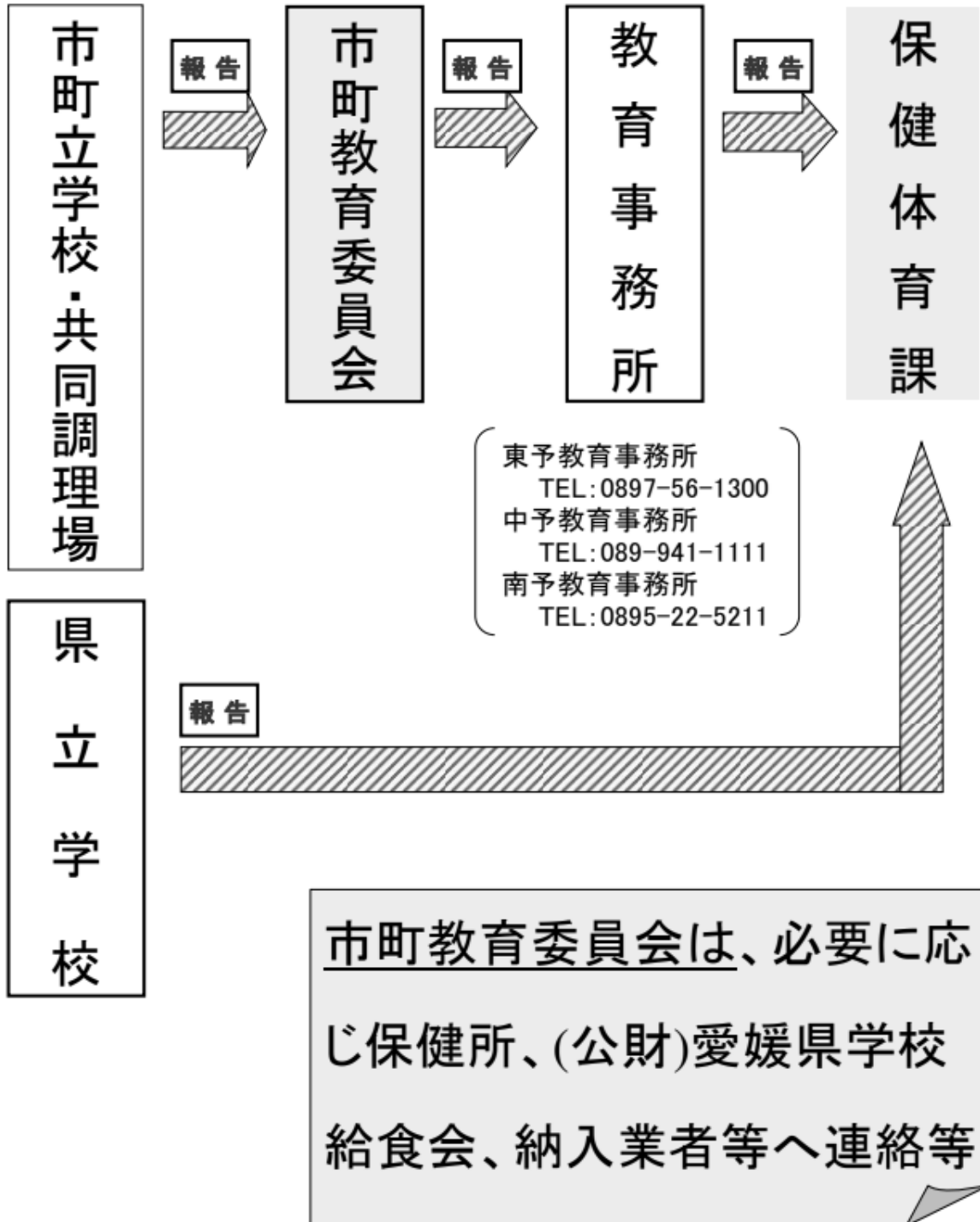
(報告の基準)

| レベル | 保健体育課 | 備考 | (公財)愛媛県学校給食会【参考】 |
|-----|-------|-------------------|------------------|
| 3 | ◎ | <u>直ちに電話等で速報。</u> | ◎ |
| 2 | ○ | 速やかに電話等で速報。 | ◎ |
| 1 | × | — | ◎ |

- ・◎速やかに文書報告、○7日以内に文書報告、×報告の必要なし
- ・基準は目安であり実際の対応は、種類や大きさ、量などにより異なる。
- ・(公財)愛媛県学校給食会への報告は、同会が供給に関与している場合のみ。
- ・報道機関、警察等への情報提供は、関係機関と協議して行う。
- ・不明な点については早急に関係機関と相談すること。

(参考：報告の流れ)

報 告 の 流 れ



令和 年 月 日

四国中央市教育委員会教育長 様

四国中央市立〇〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇 印

学校事故報告書 (学校安全)

1 本人の概要

| | | | | | | |
|-------------|----|-----|------|----|----|---|
| 学校名 | | | 校長氏名 | | | |
| 電話番号 | | | | | | |
| 被災児童 ・生徒 | 氏名 | 男・女 | 学年 | 年 | 年齢 | 歳 |
| | 住所 | | | | | |
| 保護者 | 氏名 | | | 住所 | | |

2 事故の概要

| | | | | | | |
|--------------|-----------------------------|--|-------|-------------------|----|--|
| 発生日時 | 令和 年 月 日 (曜日) 前 午後 時 分頃 | | | | | |
| 発生場所 | | | | | | |
| 事故の種別 | 交通事故 ・ 水難事故 その他 () | | 事故の程度 | 死亡 ・ 重体 ・ 重傷 ・ 軽傷 | | |
| 入院先等 | | | | | | |
| 加害者 | 氏名 | | 性別 | 男 ・ 女 | 年齢 | |
| 事故原因 及び内容 | | | | | | |

3 学校の対応

| | |
|--------------------|--|
| 事故に対して学校の とった措置 | |
|--------------------|--|

異物混入発生時の報告内容と手順

■第1報

| | | |
|---|--------------------------|----------|
| 1 | 被害生徒 | 学校 年 組 人 |
| 2 | 混入していたもの | |
| 3 | 混入していたメニューと使用食材等 | |
| 4 | 異物発見は、口に入れる前か、後か？ | |
| 5 | 身体的被害はあるか？ | |
| 6 | 校長や栄養教諭の対応 | |
| | (1) 校長への報告についての栄養教諭の判断 | |
| | (2) 市教育委員会への報告についての校長の判断 | |
| | (3) 学校の保護者対応の有無 | |
| 7 | 異物写真送付 | |

■第2報

| | | |
|----|------------|--|
| 8 | 異物混入の原因特定 | |
| 9 | 再発防止策 | |
| 10 | 校長への謝罪の有無 | |
| 11 | 被害児童の保護者反応 | |

■後日

| | | |
|----|-------|--|
| 12 | 始末書提出 | |
|----|-------|--|